

# 令和8年度 認定こども園及び認可保育所の入所申込みについて

※認定こども園及び保育所で保育の利用を希望される方はこちらの用紙をご確認ください

## 1 認定こども園及び保育所の入所要件

入所予定日において、次の①～③の要件を満たすこと。

### ①幕別町に住民登録があること

※申込時に幕別町内に住民登録がない世帯でも、幕別町に転入予定であれば申込みが可能です。

### ②0歳（生後6カ月）から小学校就学前までの子どもであること

### ③保護者全員が次のいずれかに該当していること（保育の必要性があること）

- (1) 月に48時間以上、日常の家事以外の仕事をしている場合。
- (2) 妊娠中であるか、または出産後間がない場合（認定期日は出産日を含む月から3か月後の末日まで）。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障害を有している場合。
- (4) 同居の家族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護している場合。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合。
- (6) 求職活動（起業準備含む）を継続的に行っている場合（認定期日は1か月後の月末まで）。
- (7) 学校または職業訓練校に在学している場合。
- (8) 虐待やDVのおそれがある場合。
- (9) 保育施設に入所している児童の保護者が育児休業中である場合（詳しくは本用紙の「8 育児休業中の保育施設の利用について」をご覧ください。）
- (10) その他前各号に類する常態にある場合。

## 2 保育の必要性の認定

認定こども園及び認可保育所で保育を利用する場合には、支給認定の申請が必要です。町が提出書類をもとに審査を行い、保育の必要性（上記③の(1)～(10)）があると認められた場合に、2号または3号の認定を行います。

認定区分	対象となる児童	幕別町で利用できる主な施設・事業
2号認定	<u>満3歳以上</u> で保護者の労働や疾病等の事由により、保育所等での保育を希望	認定こども園、保育所
3号認定	<u>満3歳未満</u> で保護者の労働や疾病等の事由により、保育所等での保育を希望	認定こども園、保育所、地域型保育事業

※3号認定を受けている児童が満3歳に到達した際には、2号認定に切り替わります。

（保育料については、当該年度末までかかりますのでご注意ください。）

なお、2号・3号認定は、保育の必要な事由によって「保育標準時間」または「保育短時間」に認定され、保育所を利用できる時間が異なります。この認定が変更になると、保育料等が変更になる場合がありますので、転職、勤務地の変更、退職、兼業、就労時間の変更、妊娠、育児休業等で認定の理由が変更になった場合は、速やかに関係書類を提出してください。

認定区分	保育の必要な事由	利用可能時間
保育標準時間	就労（保護者のどちらも月120時間以上）、妊娠・出産、疾病・障がい、介護・看護、災害復旧 など	1日最大11時間 (7:30~18:30)
保育短時間	就労（保護者のどちらかが月120時間未満）、求職活動、育児休暇 など	1日最大8時間 (8:30~16:30)

### 3 入所申込書受付期間 ※書類の不足や不備がある場合は受理できませんのでご注意ください。

【受付期間】令和7年11月1日(土)～令和7年11月29日(土)

【お問い合わせ窓口】こども課保育係 電話:0155-54-6621

【提出先】こども課保育係、入所を希望する保育施設、札内支所、保健福祉課

※土日祝日は、こども課、札内支所、保健福祉課への提出はできません。

※札内支所・保健福祉課では、書類の内容確認は行わず、お受け取りのみとなります。

※郵送の場合は、当日消印有効となります。

### 4 認可保育施設一覧

保育施設名	運営	電話	定員	住所	保育時間	病後児保育
幕別認定こども園	幕別町	54-2552	105名	寿町2番地の5 ※	7:30~18:30	
札内さかえ保育所	幕別町	25-9011	120名	札内北栄町23番地の1	7:30~18:30	
札内北保育所	幕別町	56-2049	90名	札内新北町75番地の1	7:30~18:30	
札内南保育園	福)池田光寿会	56-3326	120名	札内あかしゃ町56番地の73	7:30~19:00	
札内青葉保育園	福)温真会	56-4131	120名	札内青葉町310番地の36	7:30~19:00	○
のびのび保育所	福)幕別真幸協会	56-4706	10名	字依田379番地	8:30~16:30	
こりすのおうち	同)Petit pas	29-5191	5名	札内青葉町5番地の15	7:30~19:00	

・のびのび保育所は事業所内保育所です。対象年齢は0歳児から2歳児までとなっており、時間外の保育については要相談となります。

・こりすのおうちは家庭的保育園です。対象年齢は0歳児から2歳児までとなっています。

・病後児保育は、札内青葉保育園病後児室「ひだまり」において実施しています。病後児とは、傷病回復期にあり、まだ集団保育は困難な状態であるが、医師が不在でも保育が可能であると診断されている児童のことをいいます。1日の利用定員は4人となり札内青葉保育園以外の認可保育所入所児童も利用可能(事前予約が必要)です。詳しくは、札内青葉保育園にお問い合わせください。

※増築改修工事が完了後、新施設(錦町98番地)へ移転します(令和8年11月予定)

【生年月日別クラス区分】

クラス区分	生年月日
0歳児(生後6カ月以上)	令和7年4月2日生～令和7年10月1日生
1歳児	令和6年4月2日生～令和7年4月1日生
2歳児	令和5年4月2日生～令和6年4月1日生
3歳児	令和4年4月2日生～令和5年4月1日生
4歳児	令和3年4月2日生～令和4年4月1日生
5歳児	令和2年4月2日生～令和3年4月1日生

### 5 入所決定及び入所説明会について

(1) 入所決定 — 令和8年1月下旬に保護者に文書により通知します。

(2) 入所説明会 — 令和8年3月上旬頃に各施設で実施します。

※定員等の関係で、希望の施設に入所できない場合がありますので、予めご了承ください。

### 6 面接について

面接は、令和8年度に新たに入所される場合と、前年度と別の施設を利用する場合に実施します。面接日は別途ご案内します。

## 7 ならし保育について

保育施設に初めて入所される児童については、児童が無理なく新しい生活に慣れるために、入所から最初の1週間程度は通常の保育時間を短縮して午前保育（ならし保育）となります。

※4月1日入所の場合、通常保育は4月8日からとなります。

## 8 育児休業中の保育施設の利用について

新規に保育施設への入所を希望する方について、保護者が育児休業を取得している場合は、保育施設を利用することができません。ただし、復職日前のならし保育の期間については、育児休業中でも保育施設を利用することができます。なお、前年度から継続して保育施設を利用する児童については、保護者が育児休業を取得していても保育施設を利用することができます。

## 9 令和8年4月2日以降の途中入所希望（申込）について

4月2日以降に保育施設に入所を希望される児童について、入所決定（入所調整）は次のとおりといたします。いずれの場合でも、定員等の関係で希望の施設に入ることができない場合がありますので、予めご了承ください。

① **5月31日**までに入所を希望する児童→当初入所（4月1日入所）と同じ取扱いとします。

当初申込み（11月）の際に申込書を提出してください。

② **6月1日**以降に入所を希望する児童→入所希望日1か月前の状況により、随時決定いたします。

令和8年4月1日以降に申込書を提出してください。

遅くとも入所希望日の1か月前までには書類を提出してください。

※幕別町ホームページにて、入所状況・空き状況がご覧になれます。

## 10 保育料・副食費について

保育料や保育料算定に利用する税額の考え方の詳細は、6ページの「資料2 令和8年度保育料徴収金額表」を参考にしてください。保育料納入通知書及び副食費納入通知書は4月上旬頃に送付予定です。

**0歳児～2歳児**…4月～8月分は前年度の市町村民税額、9月～3月分は現年度の市町村民税額により決定します。保育料が変更となる場合は8月末までに通知します。

【令和8年度】

4月

8月 9月

3月

令和7年度市町村民税に基づく保育料

令和8年度市町村民税に基づく保育料

※令和7年度市町村民税…令和6年1月～12月までの収入等に基づき決定されます。

※令和8年度市町村民税…令和7年1月～12月までの収入等に基づき決定されます。

### **3歳児～5歳児**

保育料については、幼児教育・保育の無償化制度により無償となります。

給食費の主食（米食）代は、町の主食提供事業により、町で費用負担して提供しております。児童は温かい主食を食べることができ、子育て世帯の経済的・身体的負担軽減を図っています。

なお、副食（おかず等）代は、ご負担いただきます。

## 11 その他

(1) 入所申込後、住所や職場、世帯構成が変更になった場合、または申込みを取消す場合は、必ずことも課保育係まで連絡ください。

(2) 保育料及び副食費の納期限は毎月末日頃となります。

(3) 副食費は世帯収入等により減免となることがあります。

## 保育所入所に関するよくあるお問い合わせ

### 1. 事前に保育所を見学することはできますか？

対応出来かねる時間帯もありますので、直接、保育所にお問い合わせください。

### 2. 現在、幕別町外に居住していますが、入所を申し込むことはできますか？

入所日までに幕別町内に転入予定の場合は、町内の方と同じように申し込みできます。幕別町外に居住したまま幕別町内の保育所を利用したい場合は、現在居住している市町村にお問い合わせください。

### 3. 就労証明書は、会社に記入依頼するのですか？会社の押印は必要ですか？

就労証明書は、事業主等が従業員の就労状況を証明するものです。勤務先のご担当者様に作成を依頼して下さい。会社の押印は不要ですが、本社で記載するために発行までにお時間がかかる会社様もありますので、お早めにご依頼下さい。自営業者の方は、ご自身で就労証明書をご記入下さい（必要に応じ就労状況が分かる追加資料を求める場合があります）。

### 4. 就労証明書は、きょうだい入所の場合、それぞれに添付する必要がありますか？

就労証明書などの保育を必要とする理由を証明する書類は、同時に入所を希望する場合には原本1枚を上の子に添付していただければ結構です。なお、支給認定申請書（入所申込書）・入所希望調査票・児童生活調査票については、それぞれ作成していただく必要があります。

### 5. 申し込みが定員を超過した場合の利用調整はどのように行うのですか？

利用調整は、町の利用調整基準により、就労時間、家族構成などの情報から世帯ごとに保育の必要性を点数化し、その点数の高い方から順に利用を決めています。なお、雇用形態や職種により減点（不利）になることはありません。

### 6. 月の途中で入所することになりました。保育料は日割りしてもらえますか？

次のとおり日割り計算を行います。月額保育料×（在籍日数（25日を超えるときは25日）/25日

### 7. 住所・勤務先など家庭状況が変わりました。どの様な手続きが必要ですか？

世帯状況等の変更（転居・勤務地の変更・退職・転職・妊娠・出産、育児休業、結婚、離婚等）があった場合は、速やかに保育所にご連絡下さい。保育料や副食費が変更となる場合もあります。

### 8. 延長保育はどのような場合に利用できますか？

保護者の方がお仕事の都合などで通常の保育時間での送り迎えができない場合、保育所等にお申し込みして頂き、延長保育の必要性を確認した上でご利用することができます。

### 9. 保育所を2週間欠席しています。欠席中の保育料の減免はありますか？

在籍期間中は、保育料が発生しますので、長期欠席中であっても保育料の減免はありません。

### 10. 誕生日がきて子どもの年齢が3歳になります。保育料は無償になりますか？

保育料の年齢区分は、その年度の4月1日時点の年齢で適用になります。そのため、3歳になられたことにより年度途中で保育料が無償となることはありません。

### 11. 幕別町から転出することになりましたが、通っている保育所に当面そのまま通えますか？

引き続き、町内の保育所等の利用を希望される場合は、こども課に事前にご連絡下さい。連絡を受けた後、転出先市町村と広域入所の協議を行います（継続利用できない場合があります）。

### 12. 子どもは食物アレルギーがありますが、給食で対応してもらえますか？

アレルギーのある子どもに対しては個別に対応していますので、まずは児童調査票に詳細を記入して下さい。なお、アレルギーの程度によっては、対応が難しくお弁当を持参していただく場合もあります。

## 資料1 提出書類について

きょうだい同時入所の場合は、下記2・5の書類は、原本1枚を上の子に添付し、下記1・3・4の書類は、それぞれ作成してください。

### 1 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請（認定こども園・保育所申込）書

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請（保育所申込）書は、町が行う保育の必要性の認定（1ページの「2 保育の必要性の認定」を参照）及び認定こども園、保育所申込みに必要な書類になりますので、記入例を参考に記入の上、必ず提出してください。

### 2 保護者の「保育を必要とする理由」を証明するための書類

保育を必要とする理由	提出書類
<b>(1) 就労</b> ※保護者全員が <u>月 48 時間以上</u> 、日常の家事以外の仕事をしている場合は、それぞれの勤務先の証明書が必要となります。	<b>○就労証明書</b> ※就労証明書は必ず勤務先等に提出し、証明を受けてください。なお、必要に応じて勤務先に就労実態等について確認をさせていただきます。 ※「就労証明書」の雇用期間は、 <b>令和 8 年度の就労に対して証明</b> していただきます。事前の就労証明が発行不可の場合は、別紙1の療養等申告書で「5 仕事を探しているまたは探す」として提出してください。
<b>(2) 妊娠・出産</b>	<b>○母子健康手帳の写し（表紙等、保護者氏名の記載があるもの）</b> <b>○療養等申告書（別紙1）</b>
<b>(3) 疾病・障がい</b>	<b>○医師の診断書（疾病）、身体障害者手帳の写し（障がい）</b> ※ <u>家庭での保育が困難であるという文言が明記されているもの。</u> <b>○療養等申告書（別紙1）</b>
<b>(4) 介護・看護</b>	<b>○医師の診断書（介護・看護の必要がある方のもの）</b> ※ <u>家庭での保育が困難であるという文言が明記されているもの。</u> <b>○療養等申告書（別紙1）</b>
<b>(5) 求職活動</b>	<b>○ハローワークカードの写し</b> <b>○療養等申告書（別紙1）</b>
<b>(6) 就学</b>	<b>○在学証明書</b> <b>○時間割等、週または月の就学時間がわかる書類</b>

### 3 保育施設入所希望調査票（別紙2）

新規・継続児童すべての方に提出をしていただきます。なお、きょうだい同時申込みの方は様式中の2～3番を、育児休業取得中の方は、4～6番を併せてご記入ください。

### 4 児童生活調査票（別紙3）

児童生活調査票は、児童を保育する上での参考にしますので、家庭状況・児童の状況等を詳しく記入し、入所申込書と一緒に必ず提出してください。

児童生活調査票は1歳児以下と2歳児以上で様式が異なりますのでご注意ください。

### 5 個人番号（マイナンバー）届出書（保育施設入所用）

今までに個人番号（マイナンバー）届出書を提出したことがない児童のみ、用紙に記載している確認書類の写しと共に提出してください。

## 資料2 令和8年度保育料徴収金額表

- 1 保育料は、児童の属する世帯の扶養義務者の市町村民税の課税状況により決定します。
- 2 在籍している間は、保育所を欠席した場合でも保育料の日割り計算等はいたしません。
- 3 保育料は、月の途中入退所の場合、徴収金額にその月の在籍日数（在籍日数が25日を超えるときは25日とします。）を25日で除して得た率を乗じて算出した額となります（10円未満端数切捨）。
- 4 修正申告や結婚・離婚等で世帯の税額が変更になった際は、保育料・副食費が変更となる場合があります。
- 5 障がい者のいる世帯に該当される場合は、こども課保育係までご連絡ください。
- 6 保育料は、令和7年10月現在の幕別町保育料条例に基づいており、改定となる場合があります。

3歳—5歳児クラス：0円（副食費別途）

0歳—2歳児クラス：下記の料金表のとおり（副食費含む）

※クラスについては、4月1日現在の年齢により決まります。

（単位：円）

階層区分		0歳～2歳児クラス 保育料（月額）					
		【上段：保育標準時間】			【下段：保育短時間】		
階層区分		ひとり親・障がい者のいる世帯			左記以外の世帯		
階層	区分	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
第1階層	非課税世帯 （生活保護・里親）	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0
第2階層	非課税世帯	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0
第3-1階層	非課税世帯 （均等割のみ課税世帯）	2,000	0	0	9,000	0	0
		2,000	0	0	8,500	0	0
第3-2階層	48,600円未満	2,000	0	0	13,600	0	0
		2,000	0	0	13,100	0	0
第4-1階層	48,600円以上 72,000円未満	2,000	0	0	19,100	0	0
		2,000	0	0	18,600	0	0
第4-2階層	72,000円以上 77,100円以下	2,000	0	0	21,600	0	0
		2,000					
		21,600					
第4-3階層	84,000円以上 97,000円未満	21,600	0	0	21,100	0	0
		21,100	0	0	21,100	0	0
第5-1階層	97,000円以上 135,000円未満	25,500	0	0	25,500	0	0
		25,000	0	0	25,000	0	0
第5-2階層	135,000円以上 152,000円未満	30,200	0	0	30,200	0	0
		29,700	0	0	29,700	0	0
第5-3階層	152,000円以上 169,000円未満	34,000	0	0	34,000	0	0
		33,500	0	0	33,500	0	0
第6階層	169,000円以上 301,000円未満	37,800	0	0	37,800	0	0
		37,300	0	0	37,300	0	0
第7階層	301,000円以上 397,000円未満	51,800	51,800	51,800	51,800	51,800	51,800
		51,300	51,300	51,300	51,300	51,300	51,300
第8階層	397,000円以上	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
		59,500	59,500	59,500	59,500	59,500	59,500
第8階層	397,000円以上	62,400	62,400	62,400	62,400	62,400	62,400
		61,900	61,900	61,900	61,900	61,900	61,900
同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所等を利用している場合の第6～8階層の第2子は半額、第3子は無料となります。 ※通っているお子さんの中で年齢が高い順に数えます。 ※保育所等とは、主に保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設等となります。							
第6階層	169,000円以上 301,000円未満	51,800	25,900	0	51,800	25,900	0
		51,300	25,650	0	51,300	25,650	0
第7階層	301,000円以上 397,000円未満	60,000	30,000	0	60,000	30,000	0
		59,500	29,750	0	59,500	29,750	0
第8階層	397,000円以上	62,400	31,200	0	62,400	31,200	0
		61,900	30,950	0	61,900	30,950	0

※双子の場合は、それぞれを数えます。例) 双子の兄(姉)は第1子、双子の弟(妹)は第2子

### 資料3 延長保育料について

保育時間外に延長保育を利用した場合において、その延長保育に係る費用の一部を保護者に負担していただきます。

#### 【対象施設】

幕別認定こども園、札内さかえ保育所、札内北保育所、札内南保育園、札内青葉保育園

※のびのび保育所、こりすのおうちについては各施設へお問い合わせください。

#### 【対象時間】

保育短時間

○7時30分から8時29分までの1時間

○16時31分から18時30分までの2時間

※札内南保育園・札内青葉保育園は19時00分までとなります。

保育標準時間（札内南保育園・札内青葉保育園のみ）

○18時31分から19時までの30分間

#### 【延長保育料】

○上記時間内について、1時間あたり200円

※月単位で集計し、翌月請求となります。

#### 【利用方法】

○事前申し込みにより、延長保育を実施しています。

#### 【保育時間のイメージ】

保育標準時間



保育短時間



2025年 11月 10日

（あて先）幕別町長 様

※年度については西暦・和暦どちらを記入していただいても構いません

申請者 (保護者)	ふりがな	まくべつ たろう	生年月日	1986年 8月 20日生
	氏名	幕別 太郎		
	住所	〒089-0000 幕別町 ○○町○○番地	電話番号	自宅 0155-00-0000 父携帯 090-0000-0000 母携帯 080-0000-0000

入所を希望する子どもの住民票記載の住所を記載して下さい。  
上記が、保護者の住所と異なる場合は、保護者の住所も記入して下さい。  
幕別町に転入予定の子どもの場合は、転入前の住所及び転入後の住所と転入予定日を記入して下さい。

申請に係る	氏名	生年月日	保護者の続柄	保育料の帳の有無
小学校就学 前子ども	まくべつ さくら	2020年 7月 4日生	子	有・ <input type="radio"/> 無
	幕別 桜	令和8年4月1日時点（5歳）		
保育の希望の有無	<input checked="" type="radio"/> 有： 保護者の労働等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する <input type="radio"/> 無： 幼稚園、認定こども園（教育部分）の利用を希望する			

①保育の利用を必要とする理由等 ※保育の希望の有無で「有」を○で囲んだ場合は記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育児休業 具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など）や、その他の内容を記入 <b>(株)○○○○に勤務、月曜日～金曜日 8:00～19:00</b>
母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他 具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など）や、その他の内容を記入 <b>△△△(株)に勤務、月曜日～金曜日 9:00～17:00</b>	

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間	2026年 4月 1日 から 2027年 3月 31日まで	
希望する利用曜日・時間（※1）	利用曜日	利用時間
	月 曜日から 金 曜日まで	8時 30分から 17時 30分まで
利用を希望する施設（事業者）名	施設（事業者）名・希望理由（※2）	
	第1希望 ○○○保育所	（希望理由） 自宅に近いため
	第2希望 △△△保育所	（希望理由） 勤務先に近いため
	第3希望 ◆◆◆保育所	（希望理由） 保育所の雰囲気がよかったため

（※1）幼稚園等の利用を希望する場合は記入不要です。

（※2）小規模保育等を利用しており、連携施設への入所希望の場合は、その旨も記入してください。

③世帯の状況

同居・別居問わず、生計が同一である方はすべて

令和8年4月1日現在の状況をご記入ください。

区分	ふりがな 氏名	生年月日	児童との続柄	同居の有無	会 校名等	市町村民税 課税有無 (※3)
児童の世帯員	まくべつ たろう 幕別 太郎	1986年8月20日生	父	○・別	株〇〇〇〇	○・無
	まくべつ ももこ 幕別 桃子	1988年3月7日生	母	○・別	△△△△(株)	○・無
	まくべつ ひかる 幕別 光	2015年1月24日生	兄	○・別	□□小学校	有・○
	まくべつ あきお 幕別 昭	1952年10月21日生	祖父	○・別	無職	有・○
	单身赴任等により、同じ住所に住んでいない家族がいる場合には、必ずその方の分もご記入ください。				同・別	有・無
					同・別	有・無
	ひとり親世帯等の有無		○ <input type="checkbox"/> 非該当 ・ 該当 (□ひとり親世帯等 □在宅障がい児(者)のいる世帯)			
生活保護の適用の有無		○ <input type="checkbox"/> 非該当 ・ 該当 ( 年 月 日保護開始)				

(※3) 前年度分又は当該年度分の市町村民税が課税されている場合、「有」に○を付けてください。

【申請にあたっての同意事項】

- ①町が施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧し、又は取得すること
- ②①の情報に基づき決定した利用者負担額及び教育・保育給付認定の内容(個人番号を除く)について、利用する施設に提供すること
- ③町が、給付認定の審査のため、必要に応じ、勤務先に就労状況を確認する等の調査を行うこと
- ④申請内容が事実と相違した場合には、給付認定を取り消すことがあること

----- 【保護者の方のご記入はここまで】 -----

\*施設記入欄(幼稚園等を経由して町に提出する場合)

受付年月日	年 月 日
施設(事業者名)	
担当者氏名	(担当者)
連絡先	(連絡先)
入園契約(内定)の有無	有 ( 年 月 日 契約・内定) ・ 無
備考	

\*市町村記載欄

入所申込みの承諾	保育の実施の要否	保育の提供期間	保育の必要性基準の番号
	要・否 (理由)	自 年 月 日 至 年 月 日	両親等:( )、( )
	年 月 日承諾	入所保育所 備考	

(裏面)

# 記入例

## 保育施設入所希望調査票

保護者氏名	児童氏名	児童生年月日	現在利用中の施設 (継続児童のみ)
幕別 太郎	幕別 桜	2020年 7月 4日(新5歳児)	〇〇保育所

下記のとおり、保育施設の利用申込みをします。

### 全ての方への確認事項 (新規・継続全員)

#### 1. 入所希望施設の順位を「希望順位」欄に記入してください。

(入所を希望する施設は、希望順位を1から記入してください。)  
 ※0～2歳児のお子さんはのびのび保育所、こりすのおうちを含む最大7施設、3～5歳児のお子さんはのびのび保育所、こりすのおうちを除いた最大5施設まで記入できます。

希望順位	施設名	年齢	施設種別
1	札内さかえ保育所	0歳児～5歳児	公立
3	札内北保育所	0歳児～5歳児	公立
2	札内南保育園	0歳児～5歳児	私立
4	札内青葉保育園	0歳児～5歳児	私立
	のびのび保育所	0歳児～2歳児	事業所内保育所
	こりすのおうち	0歳児～2歳児	家庭的保育園

### きょうだい同時に申込みする方への確認事項 (☑がない場合はすべて はい とします)

#### 2. きょうだい別々の施設になっても入所しますか？

- はい (別々の施設になっても希望順位を優先する)  
 いいえ (きょうだいで同じ施設になることを優先する)

#### 3. きょうだい1人しか入所できない場合も入所しますか？

- はい  
 いいえ(別々の施設であれば入所しない)

### 育児休業中(年度途中で育児休業取得予定)の方への確認事項 (☑がない場合はすべて はい とします)

#### 4. 育児休業の延長も併せて検討していますか？

- はい  
 いいえ

#### 5. 入所できなかった場合、認可外保育施設等に預けて復職しますか？

- はい  
 いいえ (育児休業を延長する: 年 月 日まで)

#### 6. 年度途中で育児休業を取得した場合、育児休業期間中に、保育所に入所している他のきょうだいの保育も家庭で行う意向はありますか？(入所中は、登所をしない場合も保育料等がかかることとなります)

- はい (他に待機児童がいる場合等、相談をさせていただく場合があります。これを理由に退所した場合でも、次年度の申込時には継続児としての点数の補正を行います。)  
 → 年 月頃 ~ 年 月頃 予定  
 いいえ